



2026年度における 水道料金の減免 について



料金改定について

町営水道では、水道事業を健全に運営しながら老朽化する設備に必要な更新を進めていくため、2026年4月請求分(3月使用分)より全体で34%となる水道料金の改定を行いました。

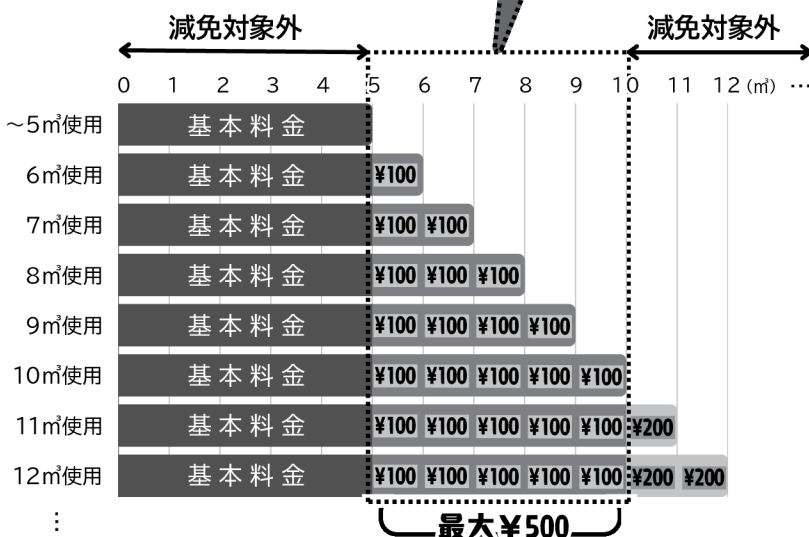
激変緩和としての減免について

昨今の物価高騰等の影響を受ける中、改定による水道使用者様の負担を軽減すべく、2026年度において国の物価高騰対策交付金を活用し、次のとおり料金の減免を実施いたします。

減免の対象・・・ 6㎡～10㎡の使用量における超過料金(従量料金)

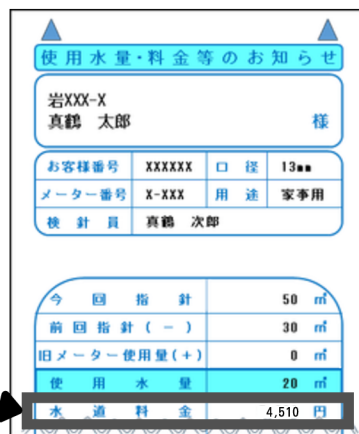
本来6㎡～10㎡は、1㎡ごとに税抜100円の従量料金がかかります。この部分を減免いたします。つまり、今と同様に10㎡まで基本料金扱いとなる格好です。

なお、11㎡以上使用した場合も、右図の通り6～10㎡使用した分が減免されますので、減免額は最大でも税抜500円までとなります。



請求額の表示について

2025年度の基本料金20%の減免の際に、請求額等のお知らせに印字される金額が減免前の金額となっており、わかりにくいといった問い合わせもありました。そのため、2026年度の減免においては、**減免後の金額をそのまま表示**します。



料金改定の詳細については右記ページにも掲載しておりますのでご覧ください。



料金改定
特設ページ



2月号
広報真鶴

問い合わせ

真鶴町役場
都市基盤課



0465-68-1131
内線6570